

## 共通様式(加算)

記入例

30

※加算届・介護職員処遇改善計画書を提出する際、常に必ず一枚目に綴る様式です。

## ○法人基本情報

加算届出年度	平成 30 年度
フリガナ	カブシキガイシャトチョウフクシサービス
法人名	株式会社都庁福祉サービス
法人所在地(郵便番号)	〒163-8001
法人所在地(住所)	東京 都道府県 千代田区△△1-2-3 ××ビル123号
フリガナ	トウキョウ イチロウ
書類作成担当者	東京 一郎
電話(市外局番から) (※)	03-0000-0000
ファクシミリ番号(※)	03-0000-0000

※ご提出いただいた申請書類に記載されている内容について、東京都から問い合わせをする際の連絡先を記入してください。

## &lt;届出上の留意事項&gt;

提出書類の控えを必ず保管していただくようお願いします。

また、提出の確認が必要な場合は、法人控え分と切手を貼った返信用封筒を同封して送付してください。法人控え分に収受印を押印して返送します。

## 介護職員処遇改善加算関係届出書類一覧

法人名

株式会社都庁福祉サービス

○添付資料確認表 ※御提出される書類については、「提出時チェック欄」に☑してください。

様式番号	提出書類	提出時チェック欄	備考	年度更新対象事業所・提出書類
共通様式	共通様式	☑		○
	介護職員処遇改善加算関係届出書類一覧	☑	当該様式	○
	介護職員処遇改善加算算定に係る体制等に関する届出書 (居宅サービス・施設サービス)	☑	所定の様式を提出してください。	加算区分が変わる場合は○ 年度更新対象の事業所については、御提出不要です。
様式3	平成30年度介護職員処遇改善加算届出書(事業所単位)		処遇改善計画書を単一の事業所のみで作成する場合に作成	
様式4	平成30年度介護職員処遇改善加算届出書(一括作成)	☑	処遇改善計画書を法人内の複数事業所で作成する場合に作成	年度更新対象の事業所については、御提出不要です。
	労働法規の遵守に関する誓約書	☑	様式3・様式4を提出する際に、添付すること。	
様式2-1	介護職員処遇改善計画書(平成30年度加算届出用)	☑		○
様式2-1 (添付書類1)	介護職員処遇改善計画書(東京都内事業所等一覧表)	☑		○
様式2-1 (添付書類2)	介護職員処遇改善計画書(都内指定権者一覧表)	☑	指定権者ごと(東京都、○○区、△△市など)の明細になります。 都内の事業所が一箇所の場合、または、複数であっても単一の指定権者である場合は、提出不要	都内において、複数の事業所が複数の指定権者にまたがって存在する場合は○
様式2-1 (添付書類3)	介護職員処遇改善計画書(他道府県状況一覧表)	☑	他県に同一計画書対象の事業所がある場合作成	他県に同一計画書の対象の事業所がある場合は○
様式2-2	キャリアパス要件等届出書(加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)	☑	要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等の該当部分に付箋やマーカーを付す等、明示して提出すること。また、就業規則等の該当部分のみを抜粋して提出しても差し支えない。	年度更新対象の事業所については、御提出不要です。
様式6	特別な事情に係る届出書			事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き上げた上で賃金改善を行う場合は、○
参考様式	誓約書(様式2-1(計画書)の⑧欄において、派遣労働者の介護職員又は外部サービス利用型特定施設における委託先事業所の介護職員の賃金改善を行う旨を記載した場合は提出必須。)	☑	賃金改善対象となる介護職員が、派遣労働者の場合や、外部サービス利用型特定施設における外部の委託先事業所の介護職員である場合に、当該職員を雇用する事業者等が記載する誓約書です。	誓約書の提出が必要な法人は、○
その他必要な書類	就業規則(写)(作成義務がある場合は必須。義務がない場合も、作成していれば提出すること。また、労働基準監督署の受付印の押されたものがあれば、その写しを提出すること。)	☑	法人で一括申請する場合も、事業所ごとに作成している場合は、事業所ごとの提出が必要です。	年度更新対象の事業所については、提出不要
	給与規程(写)(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規定を就業規則とは別に個別作成している場合は必須。)	☑		
	労働保険加入証明※ (※いずれか1つの提出で構いません。提出されるものを☑してください。) 労働保険料の直近の領収済通知書(写) 労働保険概算・確定保険料申告書等(写) (受領印が押印されたもの) (新規事業所の場合)労働保険関係成立届(写)	☑	法人で一括申請する場合でも、事業所ごとに証明書が異なる場合は、事業所ごとの提出が必要です。	

※労働保険加入証明の例はこちら

### (留意事項)

- ・複数の事業所単位で承認申請を行った場合は、実績報告においても同じ複数の事業所単位で行う。
- ・新規指定時の届出の際は、事業所番号の記入は不要
- ・介護予防サービスについては、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、別途作成すること。
- ・その他の書類は、同一の事業所番号であれば居宅サービスと一括作成可
- ・加算区分変更の場合は変更届(加算記入様式)にて提出を行う。

別紙様式3(事業所単位)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

法人所在地 東京都千代田区△△1-2-3 ××ビル123号

法人名称 株式会社都庁福祉サービス

代表者 代表取締役 東京 太郎

代  
表  
印

個人印ではなく、会社の  
実印を押印してください。

## 平成30年度介護職員処遇改善加算届出書

介護サービス事業所「●●●●●●」(介護保険事業所番号)(サービス名)に係る  
介護職員処遇改善加算に関する届出書について、別添のとおり、介護職員処遇改善計画  
書その他必要な書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 介護職員処遇改善加算算定に係る体制等に関する届出書
- 2 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2-1)
- 3 その他必要な書類(就業規則、給与規程、労働保険関係関係成立届等の納入  
証明書等)

別紙様式4(一括作成)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

法人所在地 東京都千代田区△△1-2-3 ××ビル123号

法人名称 株式会社都庁福祉サービス

代表者 代表取締役 東京 太郎



個人印ではなく、会社  
の実印を押印してくださ  
い。

### 平成30年度介護職員処遇改善加算届出書

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算に関する届出について、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 介護職員処遇改善加算算定に係る体制等に関する届出書
- 2 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2-1)
- 3 その他必要な書類(就業規則、給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書等)

# 労働法規の遵守に関する誓約書

平成〇〇年〇月〇日

東京都知事 殿

申請者（住所） 東京都千代田区△△1-2-3 ××ビル123号

（法人名） 株式会社都庁福祉サービス

（代表者職・氏名） 代表取締役 東京 太郎

代表  
表印

個人印ではなく、会社  
の実印を押印してくだ  
さい。

申請者が下記に該当していることを誓約します。

記

介護職員処遇改善加算の算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

# 介護職員処遇改善計画書 (平成30年度加算届出用)

## (1) 事業所等情報

介護保険事業所番号 (A) 1 3

開設(事業)者	フリガナ 名称	カブシキガイシャトチョウフクシサービス 株式会社都庁福祉サービス	複数の事業所ごとに一括して作成する場合は、記載は不要です。
開設(事業)者の所在地	〒	163-8001	該当するところに○をつけて下さい。
	都・道 府・県	東京都千代田区	千代田区△△1-2-3 ××ビル123号
事業所等の名称 (B)	フリガナ 名称	「別紙様式2-1(添付書類1)による」	提供するサービス(C)
	電話番号	03-0000-0000	FAX番号 03-0000-0000
事業所の所在地 (D)	〒		加算を算定するサービス提供月。期間は4月から翌年3月の1年間である。年度途中から算定する場合も終わりは3月。
	都・道 府・県		
	電話番号		

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して作成する場合は「別紙様式2-1(添付書類1)による」と記載すること。

加算を活用し行った賃金改善を含む介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等(退職手当を除く)の総額(集計期間は賃金改善実施期間)

(2) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算区分	加算 I	○	加算 II		加算 III		加算 IV		加算 V	
② 介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 30 年 4 月		～		平成 31 年 3 月					
③ 平成 30 年度介護職員処遇改善加算の見込額(総額)	様式2-1(添付書類1)のF欄の金額(東京都のみの計画の場合)又は様式2-1(添付書類3)の(A)欄の合計額(他県の計画を含む場合)を御記入ください。						2,649,200	円	←見込額の計算方法①はこちら	
④ i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の総額(見込額)							11,146,400	円		
	ii) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得する(し)賃金改善所要見込額(i - ii))						8,430,000	円		
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合						2,716,400	円	③の金額を上回ること。		
⑤ 平成 30 年度介護職員処遇改善加算の見込額(加算)							579,600	円	←見込額の計算方法②はこちら	
⑥ iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の総額(見込額)							11,146,400	円	加算(II)を活用し行った賃金改善を含む介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等(退職手当を除く)の総額(区分変更前の総額)	
	iv) 初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額						10,348,200	円		
賃金改善所要見込額(iii - iv)						798,200	円	⑤の金額を上回ること。		

③、④の記入は必須  
⑤、⑥は任意

※④又は⑥については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。  
※他の道府県等に所在する複数の事業所を一括して作成し、提出する場合は添付書類3を添付すること。

差額ではなく全て総額で記載してください。(添付書類1、添付書類3含む。)

### 賃金改善の方法について

⑦ 賃金改善実施期間 平成 30 年 6 月 ~ 平成 31 年 5 月  
※前年度から継続算定の場合は、前年度の実施期間と連続した期間を記入すること (賃金改善実施期間の詳細についてはこちらを参照)

⑧ 賃金改善を行う賃金項目及び方法  
・賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等))  
・賃金改善の実施時期や対象職員 ・一人当たりの平均賃金改善見込額  
について、具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全員のため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。  
※手当の考え方については裏面をご確認ください

(例)・常勤の介護職員○人の基本給を月額○○○○円、非常勤職員△人の時給を○○○円増額する。  
・常勤の介護職員○人、非常勤の介護職員○人の○○手当を月額○○○○円から○○○○円に引き上げる。  
・常勤の介護職員○人へ平成△年△月に○○○○円を一時金として支給する。

前年度の計画又は前年度の実績において設定した賃金改善実施期間と期間が重複してはならない。又、連続した期間でなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。  
※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明  
個人印ではなく、会社の実印を押印してください。

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (法人名) 株式会社都庁福祉サービス  
(代表者職種・氏名) 代表取締役 東京 太郎 代者表印

## 【裏面】

### 賃金改善を行う給与項目中、「手当」の考え方

(本加算額の賃金改善対象にできる「手当」とは)  
(※退職手当 ・ 研修手当には充当できません)

Q 「移動手当」「待機手当」「会議手当」は処遇改善加算額の賃金改善対象となるか。	A 移動時間、業務報告書等の作成時間、待機時間、会議への参加時間等は労働時間に該当し、通常の賃金の支払いが必要です。 労働基準法に基づく通常の賃金に乗せする「手当」を支払う計画であれば、本加算の支給対象と考えられます。
※研修手当	平成27年度より対象外。 ※資格取得に係わる費用は、加算に充てることは出来ません。対象外です。 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.2) (平成27年4月30日)」 問42参照。

#### 【労働基準法】労働時間の考え方

使用者の指揮監督のもとにある時間をいい、サービスを提供している時間に限るものではなく、

次のような時間も労働時間として適正に把握、管理する必要があります。

#### ・移動時間、業務報告書等の作成時間、待機時間、会議時間等

<b>○移動時間</b> 使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に認められてない場合は、労働時間に該当し、賃金の支払いが必要になります。 ※なお、労働者が利用者宅へ「直行」する場合、労働者の自宅から利用者宅までの時間は「通勤時間」とされ、ここでいう「移動時間(労働時間)」には該当しません。
<b>○業務報告書等の作成時間</b> その作成が介護保険制度や業務規程等により業務上義務づけられているものであって、使用者の指揮監督に基づき、事業所や利用者宅において作成している場合には、労働時間に該当し賃金の支払いが必要となります。
<b>○待機時間</b> 使用者が急な需要等に対応するため事業所等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていない場合、労働時間に該当し、賃金の支払いが必要となります。
<b>○会議時間</b> 使用者の指示に基づき行われる場合は労働時間に該当し、明示の指示がない場合でも、会議に出席しないことに対する制裁等の不利益な取扱いがある場合、会議等内容と業務の関連性が強く、参加しないことにより本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者からの出席の強制があると認められる場合等は、労働時間に該当し賃金の支払いが必要となります。

Q 「残業代」「休日手当」「夜勤手当」は処遇改善加算の賃金改善対象となるか。	A 使用者が時間外労働をさせた場合には、割増賃金の支払いが必要です。労働基準法に基づく割増賃金に乗せする「手当」を支払う計画であれば、本加算金の支給対象と考えられます。
--	--

※通所介護系サービスの夜勤(お泊りデイ)は、介護保険対象外のため賃金改善対象外となります。

#### 【労働基準法】時間外労働とは？

法定労働時間は、1日8時間、1週40時間(一部の特例措置対象事業場について44時間)と定められていますが、

変形労働時間制を採用する場合を除いてこの時間を超えて労働させる場合は時間外労働となります。

<b>○時間外・休日及び深夜の割増賃金</b> 時間外労働をさせた場合には、法定の割増賃金を支払わねばなりません。 ・時間外、深夜(原則として午後10時～午前5時)労働させた場合 ⇒ 2割5分以上 ・法定休日に労働させた場合 ⇒ 3割5分以上
--

#### 【労働基準法】年次有給休暇の取得

労働者が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合には、継続し、または分割した

10労働日の有給休暇を与えなければなりません。(アルバイト、パート、嘱託等の場合も同様です。)

Q 「健康診断の費用」は処遇改善加算の賃金改善対象となるか。	A 健康診断の費用については、本加算の賃金改善対象となりません。
--------------------------------	----------------------------------

#### 【労働安全衛生法】【労働安全衛生規則】定期健康診断等について

非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、「雇入れの際」「1年以内ごとに1回(特定業務に従事する者につ

いては、6か月以内ごとに1回)」定期に健康診断を実施しなければなりません。

介護職員処遇改善計画書(東京都内事業所等一覧表) 兼 加算見込額(別紙様式2の(1)①)積算シート

法人名	株式会社都庁福祉サービス
-----	--------------

介護保険事業所番号										事業所名	サービス名	キャリアパス要件等 適合状況	金額(A)	加算率(B)	見込額(C=A×B)
1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	都庁福祉サービス 新宿事業所	訪問介護	加算 I	650,000	13.70%	89,050
1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	都庁福祉サービス 新宿事業所	訪問型サービス(独自)A2	加算 I	50,000	13.70%	6,850
1	3	0	0	0	0	0	0	1		都庁福祉サービス 日野事業所	認知症対応型通所介護(介護予防)	加算 I	800,000	10.40%	83,200
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
1	3														
平成30年度における加算対象予定サービス月数(D)										12 か月	1か月分見込額合計額(E)			179,100	
											平成30年度見込額総額(F=E×D)			2,149,200	

金額(A)は直接入力をお願いします。  
 一月あたりの介護報酬の額(見込)となります。  
 (介護職員処遇改善加算による報酬額は除く)

・介護予防サービスを行っている場合は、介護予防サービスも含めた報酬見込額を記載して下さい。

直接入力してください。

直接入力してください。

新規指定時の届出については、事業所番号は、未取得となっておりますので、御記入不要です。

30年度の介護職員処遇改善加算対象となる月数を直接入力してください。

※事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、用紙を追加して下さい。  
 (1ページ目の合計額(E)と総額(F)の欄に、全事業所分の額を記載して下さい。)

ページ数 総ページ数  
 /



加算率一覧

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
訪問介護	13.70%	10.00%	5.50%	4.95%	4.40%
訪問型サービス(独自)A2	13.70%	10.00%	5.50%	4.95%	4.40%
夜間対応型訪問介護	13.70%	10.00%	5.50%	4.95%	4.40%
定期巡回随時対応型訪問介護看護	13.70%	10.00%	5.50%	4.95%	4.40%
訪問入浴介護(介護予防)	5.80%	4.20%	2.30%	2.07%	1.84%
通所介護	5.90%	4.30%	2.30%	2.07%	1.84%
通所型サービス(独自)A6	5.90%	4.30%	2.30%	2.07%	1.84%
地域密着型通所介護	5.90%	4.30%	2.30%	2.07%	1.84%
通所リハビリテーション(介護予防)	4.70%	3.40%	1.90%	1.71%	1.52%
特定施設入居者生活介護(介護予防)	8.20%	6.00%	3.30%	2.97%	2.64%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.20%	6.00%	3.30%	2.97%	2.64%
認知症対応型通所介護(介護予防)	10.40%	7.60%	4.20%	3.78%	3.36%
小規模多機能型居宅介護(介護予防)	10.20%	7.40%	4.10%	3.69%	3.28%
看護小規模多機能型居宅介護	10.20%	7.40%	4.10%	3.69%	3.28%
認知症対応型共同生活介護(介護予防)	11.10%	8.10%	4.50%	4.05%	3.60%
介護老人福祉施設	8.30%	6.00%	3.30%	2.97%	2.64%
地域密着型介護老人福祉施設	8.30%	6.00%	3.30%	2.97%	2.64%
短期入所生活介護(介護予防)	8.30%	6.00%	3.30%	2.97%	2.64%
介護老人保健施設	3.90%	2.90%	1.60%	1.44%	1.28%
短期入所療養介護(介護予防)(老健)	3.90%	2.90%	1.60%	1.44%	1.28%
介護療養型医療施設	2.60%	1.90%	1.00%	0.90%	0.80%
短期入所療養介護(介護予防)(病院等(老健以外))	2.60%	1.90%	1.00%	0.90%	0.80%

キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件をすべて満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者



《30年度加算届出用》

別紙様式2-1(添付書類3)

介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名		株式会社都庁福祉サービス	
都道府県	介護職員処遇改善加算の見込額(A)	介護報酬での加算算定により算出される加算額をそのまま御記入ください。	要見込額(B)
北海道	円		円
青森県	円		円
岩手県	円		円
宮城県	円		円
秋田県	円		円
山形県	円		円
福島県	円		円
茨城県	円		円
栃木県	円		円
群馬県	円		円
埼玉県	300,000 円		280,000 円
千葉県	円		円
東京都	2,149,200 円		2,246,400 円
神奈川県	200,000 円		190,000 円
新潟県	円		円
富山県	円		円
石川県	円		円
福井県	円		円
山梨県	円		円
長野県	円		円
岐阜県	円		円
静岡県	円		円
愛知県	円		円
三重県	円		円
滋賀県	円		円
京都府	円		円
大阪府	円		円
兵庫県	円		円
奈良県	円		円
和歌山県	円		円
鳥取県	円		円
島根県	円		円
岡山県	円		円
広島県	円		円
山口県	円		円
徳島県	円		円
香川県	円		円
愛媛県	円		円
高知県	円		円
福岡県	円		円
佐賀県	円		円
長崎県	円		円
熊本県	円		円
大分県	円		円
宮崎県	円		円
鹿児島県	円		円
沖縄県	円		円
全国計	2,649,200 円		2,716,400 円

様式2-1(計画書)の③欄の額と一致します。

様式2-1(計画書)の④(i)-(ii)欄の額と一致します。

※ キャリアパス要件等届出書は、事業所番号単位でご提出ください。

届出区分  新規  変更

事業所番号を記入

事業所等情報 介護保険事業所番号 1 3 0 0 0 0 0 0 0 0
事業者・開設者 フリガナ カフシキガイシャトチョウフクシサービス
名称 株式会社都庁福祉サービス
事業所等の名称 フリガナ トチョウヘルパーステーション
名称 都庁ヘルパーステーション
提供するサービス 訪問介護

※事業所等情報については、複数の事業所ごと一括して作成する場合は「別紙様式2-1(添付書類1)による」と記載すること。

(1) キャリアパスに関する要件について

次の内容についてあてはまるものにチェック(✓)をつけ、必

★同一の事業所番号で複数サービスの指定を受けている場合は、代表として一つのサービス種類のみドロップダウンメニューから選んでください。

要件I 次の①から③までのすべての要件を満たす。
① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
③ ①、②の内容を就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。
加算I・IIの場合は必ず「該当」  該当  非該当

要件II 次の④と⑥両方の要件を満たす(要件Iが「非該当」の場合は④を記入)
④ (要件Iが「非該当」の場合は記入) 要件Iを満たすことができない理由 (例) 少人数の事業所でありポストが限られていることからキャリアパスの概念を賃金体系に当てはめることが困難である。
⑤ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 (目標の具体的な内容を記載) (例) 事業所全体での資格(介護福祉士、介護職員基礎研修)の取得率を向上させる。
⑥ ⑤の実現のための具体的な取り組みの内容 (ア・イいずれかにチェック(✓)をつけること。)
ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。(注)当該項目を選択した場合、「資質向上のための計画」を添付すること。
イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること
(例) 研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等の実施

要件III 次の⑦と⑧両方の要件を満たす。
⑦ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
⑧ ⑦に該当する具体的な仕組みの内容(該当するもの全て(一つ以上)にチェック(✓)をつけること。)
ア 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
イ 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
ウ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等の該当部分に付箋やマーカーを付す等、明示して提出すること。また、就業規則等の該当部分のみを抜粋して提出しても差し支えない。

(2) 職場環境等要件について (※)太枠内に記載すること

加算(I・II)については平成27年4月以降の、加算(III・IV)については平成20年10月から現在までに実施した事項について全体で必ず1つ以上にチェック(✓)をつけること(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

資質の向上
働きのながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術の習得を支援する研修(研修受講時)
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に)
その他( )
新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度
雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
労働環境・処遇の改善
介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他( )
その他
介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
非正規職員から正規職員への転換
職員の増員による業務負担の軽減
その他( )

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をすうえで、提出していることを証明いたします。
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (法人名) 株式会社都庁福祉サービス
(代表者職種・氏名) 代表取締役 東京 太郎
代者表印

個人印ではなく、会社の実印を押印してください。

特別な事情に係る届出書(平成 30 年度)

事業所等情報

		介護保険事業所番号		1	3							
開設(事業)者	フリガナ	カフシキガイシヤトチョウフクシサービス										
	名称	株式会社都庁福祉サービス										
事業所等の名称	フリガナ							提供するサービス				
	名称	別紙様式2-1(添付書類1)のとおり										

1. 事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支(介護事業に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載  
 (例)平成28年度収支決算において〇〇〇,〇〇〇円の赤字、及び平成29年度収支決算見込みにおいて□□□□,□□□□円の赤字見込みであり、資本金取り崩し及び借入金により事業を行っている状況である。(別紙平成28年度収支決算書及び平成29年度収支決算見込み書を参照)

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

平成29年度正社員の平均月給〇〇〇,〇〇〇円を□□□,□□□円に、非常勤職員の平均時給を△,△△△円から●,●●●円に減額する。

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み


平成31年3月までは上記賃金水準に変更して事業経営を安定させたくため利用者確保につとめて借入金を返済し、平成31年4月からは元の水準に戻す見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに付いて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載  
 従業者に対し、賃金水準見直しについて平成30年〇月〇日に雇用条件見直し説明会を開催して説明を行い、4月1日から新たな労働条件による雇用契約を締結した。(別紙「雇用条件見直し説明会会議資料」及び「全職員との雇用契約書(写し)」のとおり)

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (法人名) 株式会社都庁福祉サービス  
 (代表者職種・氏名) 代表取締役 東京 太郎 

参考様式

## 誓 約 書

東京都知事 殿

＜申請法人名＞に係る介護職員処遇改善加算算定額を原資として当法人に支払われる派遣料金については、同加算算定の趣旨を踏まえ、当法人が＜申請法人名＞に派遣する介護職員の賃金改善に充てることを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(事業者名) 株式会社都庁福祉サービス

(代表者名) 代表取締役 東京 太郎 印

(注)：人材派遣された介護職員について賃金改善を行う場合で、かつ人材派遣を行う事業者が法人の場合を想定した参考様式です。

外部サービス利用型特定施設における委託先事業者の介護職員について賃金改善を行う場合や、人材派遣を行う事業者が個人の場合は、適宜文言を書き換えて作成してください。

なお、この書類に記載する事業者名は、**加算を申請する法人ではなく、対象となる介護職員を雇用している事業者(人材派遣の場合は派遣会社等、外部サービス利用型の場合は外部サービスを運営している法人)ですので、ご注意ください。**

## キャリアパス要件の添付書類：要件ごと整理表（加算Ⅲ・Ⅳの場合）

キャリアパス要件	必要書類・必要な記載内容	都への提出について		
		状態	提出の要・不要等	
介護職員と意見交換しながら、資質向上のための目標や取組みを定めること	キャリアパス要件Ⅰを満たせない理由	様式2-2(1)Ⅱ④の欄に記入		添付資料不要 様式に内容を記載
	介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	様式2-2(1)Ⅱ⑤の欄に記入		
	↷ <b>ア 資質向上のための計画書</b> ↓	「資質向上のための計画書」を策定	⇒	<b>添付資料の提出が必要</b>
		ただし、訪問介護の特定事業所加算を算定している場合 情報公表で従業者の計画的な教育、研修等の実施の状況が確認できる場合は提出不要	⇒	提出不要 (様式2-2中、添付資料確認欄にどちらに該当しているかを記載)
<b>イ 資格取得のための支援内容</b> (例) ・研修受講のための勤務シフトの調整 ・休暇の付与 ・費用(交通費、受講料等)の援助 等 ↷	様式2-2(1)Ⅱ⑥イの欄に記入	⇒	<b>資料不要</b> 様式に内容を記載	

【労働保険料・領収済通知書(例)】

納付書・領収証書		労働保険	国庫金
※取扱庁名 東京労働局		※取扱庁番号 00075331	※徴収種別 労働保険特別会計
※厚生労働省管 0847		※労働者番号 6118	※平成 21年度
労働保険番号	都道府県	所管	管轄
131			
基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
	000	6	全部一部
※会計年度(元号：平成は?) ※徴収年度(元号：平成は?)		要年度5月1日以降 現年度歳入組入	
元号	平成	元号	平成
7	21	7	21
納付の目的		※取納区分	※区分
1. 平成		62	
2. 平成			
21年度 1期 (決算以降)		(住所) 〒	
20年度 確定		社会福祉法人	
		131-0000-000 A	
納付の場所		労働保険特別会計歳入徴収官	
日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		労働保険特別会計歳入徴収官	
労働保険料		十 千 百 十 万 千 百 十 円	
一 般 拠 出 金		十 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付額(合計額)		十 千 百 十 万 千 百 十 円	
あて先		上記の合計額を徴収しました。	
〒102-8307 千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 12階 東京労働局		領収日付印	
		出納 21.7.10 りそな銀行 5	

※直近のものを御提出ください。



# 【H30計画書 賃金改善実施期間 確認表】

## □ 賃金改善実施期間 設定要件

- ① 賃金改善実施期間の長さは、加算支給月の月数と同じであり、連続した期間であること。
- ② 賃金改善実施期間の最初の月は、最初のサービス提供月以降の月であること。
- ③ 賃金改善実施期間の最後の月は、最後の加算支給月の翌月以前の月であること。
- ④ 前年度(平成29年度)処遇改善加算による賃金改善実施期間と重複しないこと。
- ⑤ 年度途中で処遇改善加算を始めた場合は、サービス提供月・加算支給月・賃金改善実施期間等の月数は短くなります。

例)平成30年7月から処遇改善加算を開始の場合は・・・

■サービス提供月:平成30年7月～平成31年3月    ■加算支給月:平成30年9月～平成31年5月    ■月数:9ヶ月

年月		H30/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31/1	2	3	4	5	6	月数	
	サービス提供期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				12	
	国保連 総額のお知らせ		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				12
	加算支給月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			12
賃金改善実施期間	サービス提供月と同じ期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					12
	国保連のお知らせと同じ期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				12
	国保連の振込みと同じ期間			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			12
	国保連から振込後の期間				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		12

サービス提供期間の翌月には請求先である国保連より「加算総額のお知らせ」が届きます。  
 なお、加算が支給されるのはサービス提供月の2か月後となります。

4月から加算を受ける場合賃金改善実施期間の設定においては、サービス提供月数と同じ12ヶ月間になります。

<参考>

○見込額の計算方法①

介護報酬総単位数(見込数)×サービス別加算率(1単位未満の端数四捨五入)×1単位の単価  
(算定結果については1円未満の端数切捨て)

・注意点

過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込数を計算してください。

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)に該当(オ)
訪問介護 訪問型サービス(独自)A2 夜間対応型訪問介護 定期巡回随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%		
訪問入浴介護(介護予防)	5.8%	4.2%	2.3%		
通所介護 通所型サービス(独自)A6 地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
通所リハビリテーション(介護予防)	4.7%	3.4%	1.9%		
特定施設入居者生活介護(介護予防) 地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.9	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.8
認知症対応型通所介護(介護予防)	10.4%	7.6%	4.2%		
小規模多機能型居宅介護(介護予防) 看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
認知症対応型共同生活介護(介護予防)	11.1%	8.1%	4.5%		
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護(介護予防)	8.3%	6.0%	3.3%		
介護老人保健施設 短期入所療養介護(介護予防)(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
介護療養型医療施設 短期入所療養介護(介護予防)(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%		

<参考>

○見込額の計算方法②

介護報酬総単位数(見込数) × (加算(Ⅰ)に係るサービス別加算率－加算(Ⅱ)に係るサービス別加算率) (1単位未満の端数四捨五入) × 1単位の単価  
(算定結果については1円未満の端数切捨て)

例)訪問介護

介護報酬総単位数 × (13.7%－10.0%) (1単位未満の端数四捨五入) × 1単位の単価

・注意点

過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込数を計算してください。

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)に該当(オ)
訪問介護 訪問型サービス(独自)A2 夜間対応型訪問介護 定期巡回随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%		
訪問入浴介護(介護予防)	5.8%	4.2%	2.3%		
通所介護 通所型サービス(独自)A6 地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
通所リハビリテーション(介護予防)	4.7%	3.4%	1.9%		
特定施設入居者生活介護(介護予防) 地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入) × 0.9	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入) × 0.8
認知症対応型通所介護(介護予防)	10.4%	7.6%	4.2%		
小規模多機能型居宅介護(介護予防) 看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
認知症対応型共同生活介護(介護予防)	11.1%	8.1%	4.5%		
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護(介護予防)	8.3%	6.0%	3.3%		
介護老人保健施設 短期入所療養介護(介護予防)(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
介護療養型医療施設 短期入所療養介護(介護予防)(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%		